

## 第5章

# 施策の総合的な推進

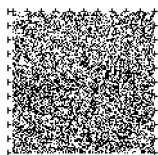
## 1 人権施策の推進体制

### (1) 市における推進体制

人権施策の推進にあたっては、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立って施策を展開します。また、生活福祉部が核となって、相互調整を図り、総合的な視点に立った人権教育・啓発活動を実施します。「岩出市人権推進懇話会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し調査及び審議するなど、実効性を確保するための施策の推進に努めます。

### (2) 国・県・関係団体等との連携・協働

人権施策は、国、県、市町村がそれぞれの役割分担のもとで連携・協働しながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、和歌山地方法務局、和歌山県人権擁護委員連合会、公益財団法人和歌山県人権啓発センター、和歌山弁護士会、岩出市人権啓発推進委員会等の人権関係団体との連携・協働を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。また、区・自治会、民生委員・児童委員、PTA、人権啓発推進委員会、人権擁護委員など地域の関係団体とも連携・協働を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。



---

## 2 人権施策の推進管理

---

### (1) 情報の収集と提供

時代の流れにより生じる人権問題や人権課題に柔軟に対応できるよう様々な機会を通じて人権に関する施策についての情報収集を行い、適宜、施策に反映するよう努めます。また、市広報紙をはじめ様々なメディアを通して、市民へ適切に情報を提供するとともに、啓発活動の企画・運営の各段階において、市民が主体的に参画し実践できるよう協働の視点で取組を推進します。さらに、市民意識調査の結果を踏まえ、人権に関するイベントの開催や市民が交流を深め、人権課題を共有できる機会の検討・充実に努めます。

### (2) 施策の点検・評価と方針の見直し

人権課題の解決は長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であることから、本方針で策定した人権施策については、「岩出市人権推進懇話会」により定期的に点検・評価を行い、方針の見直し等のフォローアップを行っていきます。

